

「農業支援外国人適正受入サポート事業」情報 No4

農業の労働時間・休憩・休日に関する適用除外（その1）

農業では次に挙げる労働基準法の条項は適用しません。

労働時間（労基法 32 条、33 条）、休憩（34 条）、休日（35 条）、休日労働（36 条）、時間外・休日労働の割増賃金（37 条）、労働時間、休憩の特例（40 条）、年少者の特例（60 条）

労働基準法で規定する労働時間・休憩・休日

労働時間は、休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて、1 週間の各日については、休憩時間を除き 8 時間を超えて、労働させてはならないと規定しています。

休憩は、労働時間が 6 時間を超える場合は少なくとも 45 分、労働時間が 8 時間を超える場合は少なくとも 1 時間を、労働時間の途中で与えなければならないと規定しています。

休日は、毎週少なくとも 1 回付与することを原則とし、例外として 4 週間を通じて 4 日以上付与することも可能です。

農業に従事する労働者には、「この時間を超えて労働させてはならない」という法定労働時間（原則「1 週 40 時間、1 日 8 時間」）の規定が適用されません。したがって、農業に従事する労働者には、法定労働時間の適用がないので労働基準法でいう「時間外労働」もありません。また、農業に従事する労働者には、労働基準法で規定する休憩時間の適用はなく、「1 週に 1 日以上以上の休日の付与」という労働基準法の「週休制」の原則もありません。

外国人農業支援人材と技能実習生は労基法の扱いが異なる

外国人技能実習制度では、すべての労働基準法の規定を遵守し、かつ適用除外となる労働時間関係については準拠するものとしています。

外国人農業支援人材は、雇用期間が通算で最長 3 年間の在留期間が認められ、例えば農繁期のみ日本に在留して、農業支援活動のない農閑期は出国するという形態も認められており、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定は、日本人と同じ扱いで適用除外となります。

このように外国人農業支援人材は、技能実習生とは労働基準法上その運用方法が異なります。

2019 年 1 月発行

〔発行所：一般社団法人全国農業会議所／執筆：特定社会保険労務士 入来院 重宏〕